

柳川市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して～

(2019 年度～2023 年度)

平成31年4月

柳川市

はじめに

我が国の年間自殺者数は平成 10 年に初めて 3 万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。そのような中、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げての自殺対策が取られた結果、平成 22 年以降は減少傾向に転じましたが、それでも未だ年間 2 万人を超える尊い命が自ら失われています。

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、平成 29 年度中を目途に都道府県において新たに都道府県自殺対策計画の策定と、平成 30 年度までに全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務づけられました。

柳川市でも、庁内の全ての事業の中から「生きることの包括的支援」に関する事業の抽出を行い、自殺対策に関連付けした取り組みを明確にし、全庁的に「生きることの包括的支援」を推進していく「柳川市自殺対策計画」を策定しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であることを認識し、すべての市民が生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない柳川市」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました柳川市自殺対策地域ネットワーク会議構成員の皆さま、庁内連絡会議委員の皆さま、並びに市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 4 月

柳川市長 金子健次

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の数値目標	5
第2章 自殺の現状と課題	6
1. 全国の自殺の状況	7
2. 福岡県の自殺の状況	8
（1）自殺者数の年次推移	8
（2）自殺者数の保健所圏域別の状況	9
3. 柳川市の自殺の状況	10
（1）自殺者数と自殺死亡率の年次推移	10
（2）自殺者数の年齢階級別の状況	11
（3）自殺者数の主な原因（危機経路）	11
（4）こころの健康に関する住民意識調査結果	12
（5）現状と課題	22
第3章 自殺対策の基本的な考え方	23
1. 基本理念	24
2. 基本方針	25
3. 基本認識	26
第4章 いのち支える自殺対策における取組	27
1. 施策の体系	28
2. 基本施策	28
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	28
（1）地域におけるネットワークの強化	28
（2）特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	28
（3）庁内におけるネットワークの強化	29
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	29
（1）様々な職種を対象とした研修の実施	29
（2）市民に対する研修	30

基本施策3	住民への啓発と周知	30
(1)	リーフレット等啓発グッズの作成と周知	30
(2)	市民向け講演会やイベント等の開催	31
(3)	メディア媒体を活用した啓発活動	31
(4)	地域や家庭と連携した情報の発信	31
基本施策4	生きることの促進要因への支援	32
(1)	自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援	32
(2)	自殺未遂者への支援	32
(3)	遺された人への支援	32
(4)	支援者への支援	32
基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	33
(1)	SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備	33
3.	重点施策	34
重点施策1	生活困窮者への対策	34
(1)	相談支援、人材育成の推進	34
(2)	支援につながっていない人に支援へつなぐための取組の推進	35
(3)	自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動	36
重点施策2	高齢者への対策	36
(1)	包括的な支援のための連携の推進	37
(2)	地域における高齢者に対する支援	37
(3)	高齢者の健康不安に対する支援	38
(4)	社会参加の強化と孤独・孤立の予防	38
重点施策3	勤務・経営対策	39
(1)	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	39
(2)	過労自殺を含む過労死等の防止	39
第5章	自殺対策の推進体制	40
1.	自殺対策の推進体制	41
2.	計画の進行管理	42
資料編		43
	柳川市生きる支援関連事業一覧	44
	柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	52
	柳川市自殺対策地域ネットワーク会議設置要綱、名簿	54